

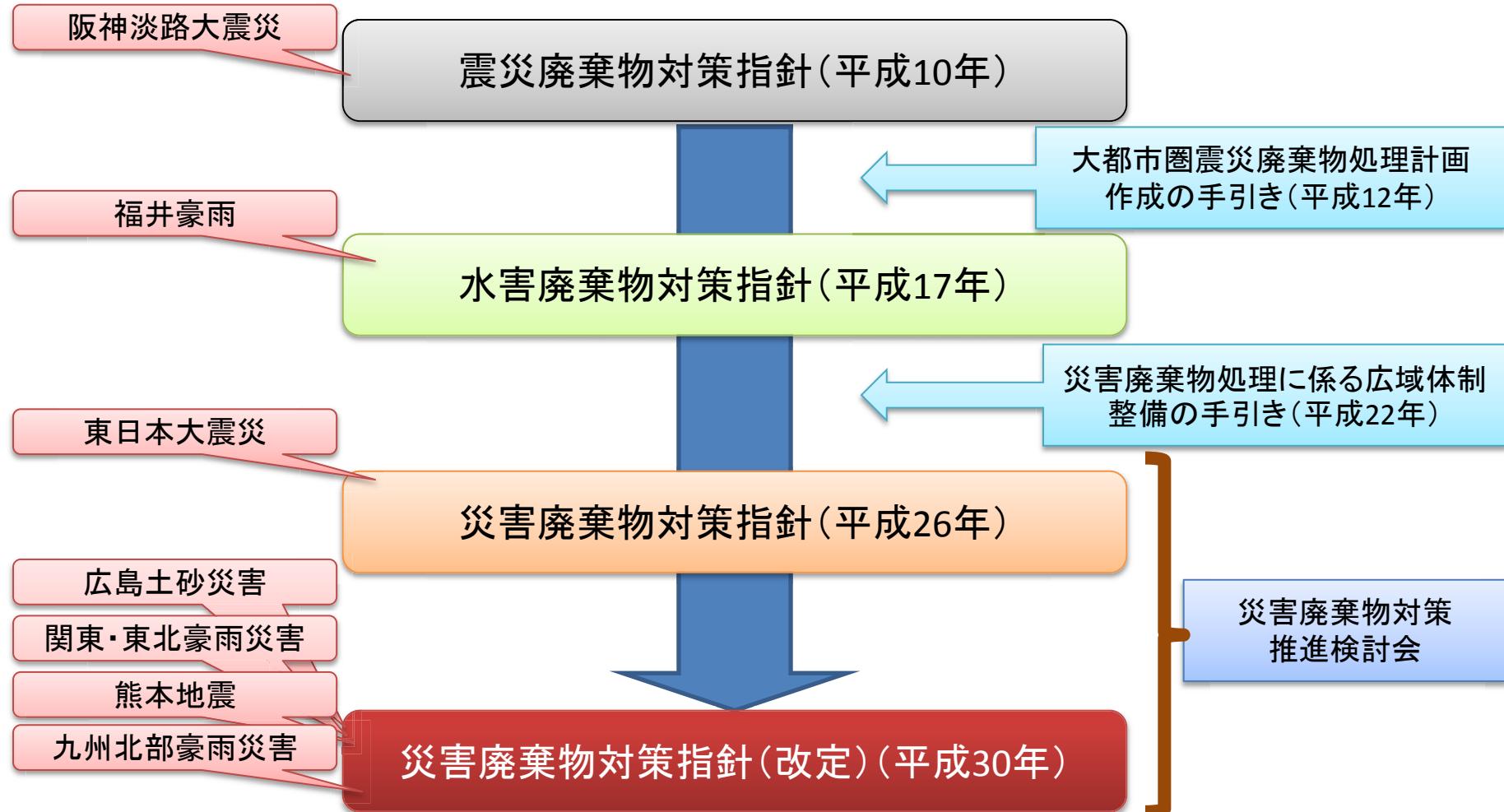
災害廃棄物対策指針の改定(概要)

平成30年3月29日

環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

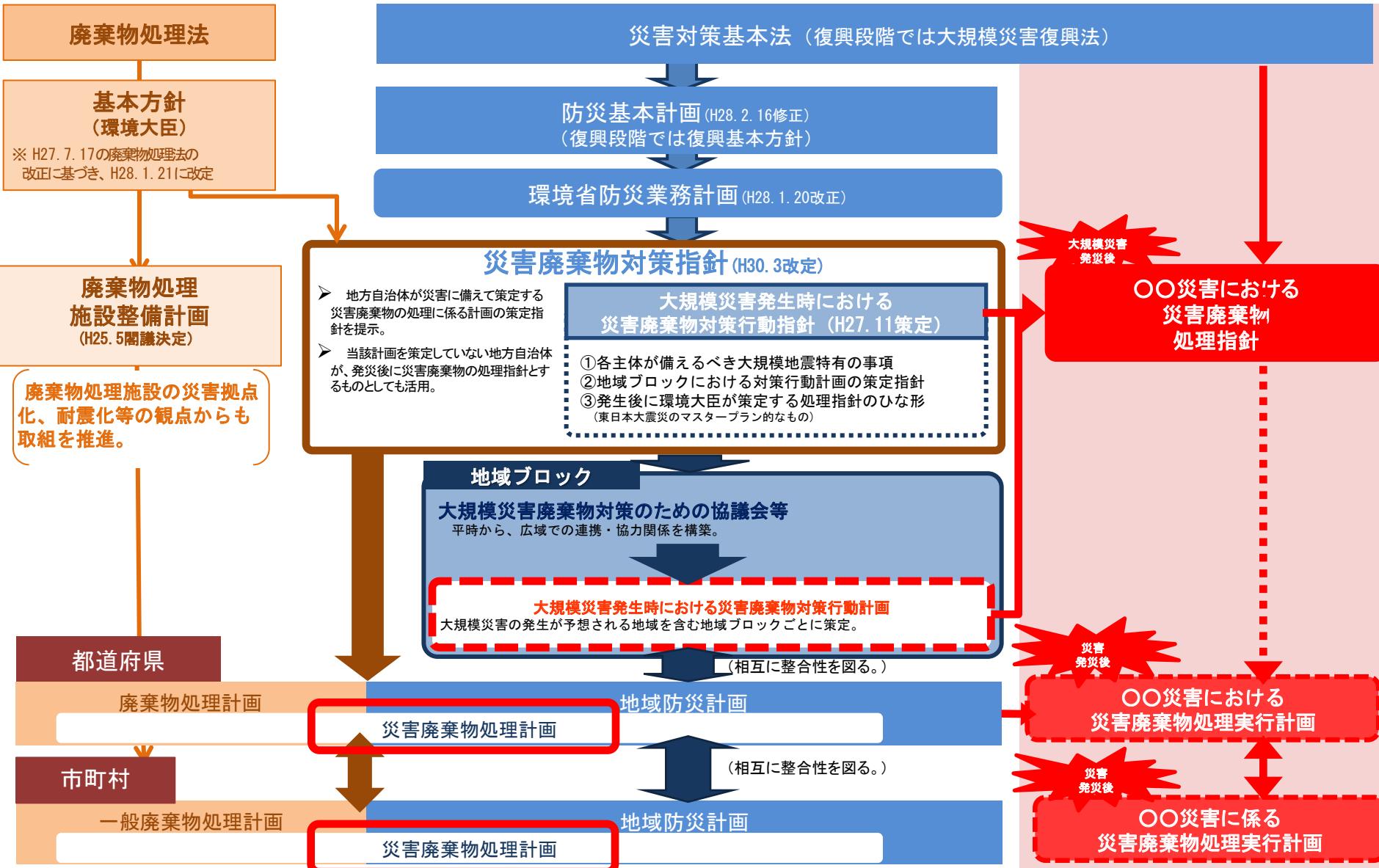
災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。



災害廃棄物対策指針の位置づけ

- 災害廃棄物対策指針とは、廃棄物処理法基本方針及び災害対策基本法に基づく防災基本計画(第34条)並びに環境省防災業務計画(第36条)に基づき、策定。



災害廃棄物対策指針の改定のポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - － 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - － 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - － 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
 - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など

国、都道府県、市区町村(支援/受援)、関係団体などの役割を明確化

災害廃棄物対策指針の構成

第1編 総則

第1章 背景・目的

第2章 指針の構成

第3章 基本的事項

- ・災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画等の位置付け及び記載事項
- ・災害時に発生する廃棄物の特徴、災害の規模別・種類別の対策
- ・発災後における各主体の役割及び行動 等

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え

○体制整備

- －組織体制、協力・支援体制
- －職員への教育訓練 等

○災害廃棄物処理対策の検討

- －災害廃棄物量の試算
- －処理フローの検討
- －受入可能施設のリスト化 等

○住民等への啓発・広報 等

第2章 災害応急対応

○体制整備

- －各主体の行動と処理主体決定
- －組織体制・指揮命令系統
- －協力・支援／受援体制
- －各種相談窓口の設置 等

○災害廃棄物処理方法の決定

- －災害廃棄物発生量や処理可能な推計
- －処理スケジュール、処理フロー
- －仮置場の確保、運営
- －選別・処理・再資源化方法
- －特別対応が必要な廃棄物
　・太陽光パネル、蓄電池等

○住民等への啓発・広報 等

第3章 災害復旧・復興等

○体制整備

- －組織体制強化
- －協力・支援／受援体制

○災害廃棄物処理

- －災害廃棄物発生量の見直し
- －受入施設の増強
- －仮設処理施設の設置
- －広域的な処理・処分

○災害廃棄物処理事業の進捗管理

○処理事業費の管理